

(中間案)
関西広域環境保全計画
(第3期)

【計画期間：令和2年度～令和4年度】

令和2年3月

関西広域連合広域環境保全局

目次

第1章 計画の概要	1
1 背景.....	1
2 計画の目的および位置付け	2
3 計画期間	3
第2章 関西地域の概況.....	4
1 社会.....	4
(1) 地理的特性.....	4
(2) 人口	4
(3) 歴史・文化.....	4
2 経済.....	4
(1) 産業	5
(2) 知の集積.....	5
3 環境.....	6
(1) 地球温暖化.....	6
(2) 生物多様性.....	7
(3) 資源循環	8
(4) 環境学習	9
4 分野横断的な課題.....	9
(1) 大阪湾等における海ごみ.....	9
(2) 災害廃棄物.....	9
第3章 関西が目指すべき姿.....	11
第4章 施策の展開	13
(1) 低炭素社会づくり（地球温暖化対策）	14
(2) 自然共生型社会づくり（生物多様性の保全）	15
(3) 循環型社会づくり（資源循環の推進）	15
(4) 持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）	16
(5) 分野横断的な取組.....	17
第5章 計画の進行管理等	17
(1) 効率的な計画の進行管理.....	17
(2) 環境分野における国の権限移譲等	18
巻末資料	19

第1章 計画の概要

1 背景

関西広域連合は、「関西から新時代をつくる」という志のもと、平成22年12月に滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県の2府5県により設立された。その後、平成24年に4政令市が、平成27年には奈良県が加わり、現在は2府6県4政令市まで拡大している。2府6県4政令市は、「防災」「観光・文化振興」「産業振興」「医療」「環境保全」「資格試験・免許等」「職員研修」の7分野のすべてまたは一部に参画しており、環境保全の分野は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県（ここまですべてを以下「構成府県」という。）、京都市、大阪市、堺市、神戸市（以下「構成府県市」という。）で構成している。

環境保全分野では、関西のこれまでの取組の経験や蓄積を活かしながら、関西を環境先進地域とすることを目指して平成24年3月に第1期となる広域環境保全計画を策定し、取組分野を拡大しながら施策を実施し、平成29年度からは第2期広域環境保全計画のもと、「低炭素社会づくり」「自然共生型社会づくり」「循環型社会づくり」「持続可能な社会を担う人育て」について施策を実施してきており、この間、世界や我が国の環境を取り巻く情勢は近年大きく変化している。

(1) 世界の動き

2015年9月の国連サミットにおいて169のターゲットおよび17の国際目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された。SDGsの理念である誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、大きな区切りである2030年に向けて世界中で様々な取組が進められている。

また、同年12月の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満とすることを目指した「パリ協定」が採択され、2018年12月に開催されたCOP24ではパリ協定の運用ルールが採択された。

さらに、2018年11月に開催された生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）では、「人間と地球のための生物多様性への投資」がテーマとされ、生物多様性の主流化や、2020年以降の生物多様性に関する世界目標についての議論が行われた。

G7/G8サミットにおいてもたびたび環境問題が取り上げられており、近年では2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて資源効率性の向上や3Rの推進に関する共通ビジョンを示した「富山物質循環フレームワーク」が採択され、

2018年のG7シャルルボワサミットでは「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」が採択された。

また、2019年6月に大阪市で開催された「G20大阪サミット」において、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。

(2) 国内の動き

我が国においては、平成30年4月に「第五次環境基本計画」が策定された。この計画では、環境が経済社会活動の基盤であるという考えのもと、環境・経済・社会の統合的向上に向けて、地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成するとともに地域の特性に応じて補完し、支え合うことにより、各地域がその特性を活かした強みを発揮する地域循環共生圏を創造することを目指しており、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生等を根幹としている。

気候変動対策としては、近年の気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、動植物の分布域の変化等の気候変動影響が全国各地で現れており、これらのリスクに対して多様な関係者の連携・協働により被害の回避や軽減を図るため、平成30年6月に気候変動適応法が公布、同年12月に施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割が明確化された。

循環型社会の形成の取組としては、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題等幅広い課題に対応するため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されたほか、G20エネルギー・環境閣僚会合において、プラスチック製レジ袋の有料化を義務づける方針が表明された。また、同年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布される等、廃棄物発生抑制に関する取組が注目されている。

2 計画の目的および位置付け

上記のような世界や我が国の動きや社会情勢の変化等に適切に対応し、効果的に施策を実施するため、第3期関西広域環境保全計画を策定する。

関西広域環境保全計画は、地方自治法に基づく計画である広域計画の下位計画に相当する分野別計画であり、本計画の策定に当たっては、これまでの広域環境保全計画の成果や課題を踏まえ、広域に取り組むべき環境保全施策について整理するとともに、構成府県市が実施する施策と役割分担しつつ、関西広域連合として広域的に取り組むことが住民生活の向上や効率的な事務の執行に

つながる施策について定めるものである。

なお、本計画は構成府県市の環境に関する計画や目標等に制限を加えることを意図したものではない。

3 計画期間

本計画の計画期間は、これまでの計画の考え方を踏襲し、SDGs の大きな目標年にもなっている令和 12 年（2030 年）を見据えつつ、広域計画の計画期間と整合を図ることとし、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間とする。

また、社会・経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第2章 関西地域の概況

1 社会

(1) 地理的特性

関西地域は、北は日本海、南は太平洋に囲まれており、国民的資産に位置付けられた琵琶湖に代表される上流部から淀川を通じて大阪湾に流れ込む琵琶湖・淀川水系をはじめとして、森・里・川・海のつながりのもと、豊かな自然を有する地域である。また、都市と農山漁村、自然が適度に分散し、それぞれが比較的近接していることから、都市と自然の魅力を同時に享受することができる地域である。

構成府県市の面積は、約 27,807 km²であり、日本の面積の 7.4%を占める。また、このうち森林面積の割合は 66.0%、自然公園面積は 18.7%であり、いずれも全国平均を上回っている。

(2) 人口

構成府県市の人口は約 2,058 万人（総務省統計局「人口推計」平成 30 年度）であり、日本の人口の 16.3%に相当する。また、琵琶湖・淀川流域にはこのうちの約 6 割に相当する約 1,208 万人が生活しており、給水区域にはさらに多くの人々が住んでいる。

今後、関西でも人口減少および高齢化が進み、2045 年には、2015 年と比較して 15 歳から 64 歳の人口は 29%減少する一方、65 歳以上の人口は 14%増加すると推計されている。

(3) 歴史・文化

関西地方は、古くから奈良や京都をはじめとする様々な地に都が置かれ、悠久の歴史において日本の中心であり続け、長い年月をかけて多様な文化を創造・蓄積・継承してきた地域であり、姫路城（兵庫県）、古都京都の文化財（京都府、滋賀県）、紀伊山地の霊場と参詣道（奈良県、和歌山県、三重県）、百舌鳥・古市古墳群（大阪府）等が世界遺産に登録されているほか、国宝、重要文化財が至る所に所在し、数多くの有形・無形の文化資源が集積している。また、人の営みとともに培われてきた地域独特の文化や歴史には、自然や生物多様性等が深く関連し、伝統的な人と自然の関わり方が受け継がれており、琵琶湖（滋賀県）、吉野地域（奈良県）、熊野灘沿岸地域（和歌山県）等は、日本遺産に認定されている。

2 経済

(1) 産業

関西地域は、経済面においても古くから中心的役割を担い、我が国の発展を牽引してきたが、1970年代頃から全国に占める割合は低下し、現在の構成府県市の総生産（実質・平成27年度）は約80兆2720億円と全国の約15%となっている。（内閣府県民経済計算）

産業別の割合を見ると、第一次産業は全体の0.3%程度であるが、滋賀県の環境こだわり農産物の作付面積が日本一であること、和歌山県の林業産出額に占める薪炭生産額が他の府県と比べて突出して高いこと、関西地域のカニ類や養殖アユの全国シェアが30%を超えていることなど、地域の自然特性を活かした産業が行われている。

第二次産業および第三次産業が占める割合は、それぞれ26.7%、73.0%であり、我が国の構成割合と概ね同じであるが、太陽電池やリチウムイオン電池の関連工場のほか、LED（発光ダイオード）などの省エネ型照明や海水淡水化プラント、排水処理・水質浄化技術などの分野において高い技術を有する企業が集積している。また近年はインバウンドが好調であり、外国人旅行者には、史跡や日本料理のほか、自然や風景も大きな魅力となっている。

(2) 知の集積

関西地域には、その産業を支える大学や研究機関が数多く立地しており、関西文化学術研究都市をはじめ特色ある研究開発拠点が各地に形成され、産学官の連携による技術革新や地域の活性化が図られている。

また、国機関の関西地域への機能移転等については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部（平成25年10月。大阪府。）、国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室（平成29年4月。滋賀県。）、文化庁（平成29年一部先行移転。京都府。）、消費者庁消費者行政新未来創造オフィス（平成29年7月。徳島県。）、総務省統計局統計データ利活用センター（平成30年4月。和歌山県。）のように、徐々にではあるが、着実に進んできている。

(3) 国際イベントの開催

我が国では、2020年に「東京2020オリンピック・パラリンピック」、2021年に「ワールドマスターズゲームズ2021関西」、2025年に「大阪・関西万博」等の国際イベントの開催が予定されている。

関西地域で実施される、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」は、スポーツツーリズムの推進の機会、「大阪・関西万博」は、SDGsの達成された社会を目指すため、生命や健康などに関する最先端技術をはじめ、世界の英知が関西に集い、交流する機会であり、国内外の多くの人々に関西の魅力を

発信するとともに、地域経済の活性化につながることを期待される。

3 環境

関西広域連合の設立以降、東日本大震災により生じた電力需給問題を契機とした省エネルギー・節電への意識の高まりや固定価格買取制度（FIT）の導入等により再生可能エネルギーを導入する動きが加速するなど、関西地域においても大きな動きが見られた。関西の環境保全を進める上では、こうした動きのほか、気候変動、生物多様性および資源循環・廃棄物等に関する世界情勢の動きを踏まえる必要がある。

ここでは、広域環境保全局が取り組む「地球温暖化」「生物多様性」「資源循環」「環境学習」の4つについて、概況およびこれまでの取組や課題について述べる。

(1) 地球温暖化

構成府県市の温室効果ガス排出状況（2015年度）は、3.3%減少（1990年度比。以下同じ。）している。部門別に見ると、運輸およびその他の部門の温室効果ガス排出量は減少するとともに、全国よりも削減率が大きくなっている一方、業務部門については、全国より増加率は低いものの排出量は増加している。また、産業部門では、排出量は減少しているものの、構成府県市全体の5割を占めており、家庭部門とともに全国よりも削減率が低い。

平成30年に公表されたIPCC1.5℃特別報告書では、工業化以前と比べて温暖化を1.5℃未満に抑制するためには、温室効果ガス排出量を2030年に約45%削減（2010年比）するとともに、2050年前後に排出をほぼゼロにする必要があること、適応と緩和が必要であることなどが示された。

これらを踏まえ、これまで関西広域連合では、地球温暖化対策において基本である温室効果ガスの排出の抑制等に向けて、住民・事業者に対して、「関西夏のエコスタイルキャンペーン」「関西夏のCOOL CHOICE」「関西冬のエコスタイルキャンペーン」を広域で呼びかけることにより、統一的な省エネに係る啓発を実施してきた。さらに、事業者に対し、「関西エコオフィス運動」を展開し、これまで1,763事業所（平成30年12月末現在）が関西エコオフィス宣言登録を行っている。このうち優れた取組については、関西エコオフィス大賞や奨励賞として表彰し、広域的な水平展開を図ってきた。また、運輸部門において、写真コンテストやエコカー検定の実施、啓発冊子の作成などにより走行時に二酸化炭素を排出しない次世代自動車の普及啓発および情報発信を行ってきた。このほかにも、構成府県市の地球温暖化防止活動推進員・推進センターの合同研修会を開催するなど、構成府県市と協調した普及啓発を進めている。

また、再生可能エネルギーの普及促進が温室効果ガスの排出の抑制等につながることから、平成 26 年度からは関西広域連合で構築したエネルギーポータルサイトを通じ、構成府県市の施策情報などを発信するとともに、平成 29 年度からは再生可能エネルギー導入の担い手となる人材育成研修にも取り組んでいる。

今後は、広域における温室効果ガスの排出の抑制等を引き続き推進するため、家庭、業務、産業、運輸の各部門を対象に引き続き啓発を行うとともに、構成府県市の優良事例の共有化を進めることが必要である。また、再生可能エネルギーについては、各府県市がそれぞれの地域の特性や実状に応じた取組を実施していることを踏まえ、その取組が広がるよう支援していくことが必要である。

(2) 生物多様性

関西地域は、森・里・川・海の豊かで多様な自然を有しており、多くの固有種を育む琵琶湖・淀川水系をはじめとする豊かな生物多様性を基盤として、水や食料の供給、大気や水質の浄化、気候の調整、防災・減災および文化的・芸術的価値の提供といった様々な生態系サービスを私たちに提供している。

一方、他の地域と同様に、ニホンジカ、イノシシおよびカワウなどの一部の野生鳥獣ならびにアライグマおよびヌートリアなどの外来生物の個体数や分布域の増加・拡大が見られ、一時期に比べれば低減しているものの、農林水産業被害および生態系への影響（下層植生の食害など）は継続している。

関西広域連合では、森・里・川・海つながりに着目し、構成府県の地域をまたいだ広域的な視点のもと、生物多様性の保全上重要な場所を、「関西の活かしたい自然エリア」として選定し、その保全・活用により食物・文化・景観などの自然の恵みである生態系サービスの維持・向上を図るため、パネル展示などの普及啓発やエコツアー体験等を実施してきた。

また、生物多様性の保全や農林水産業被害の低減のために、カワウをはじめとする鳥獣による被害対策を推進してきた。カワウについては、関西地域カワウ広域管理計画を策定し、生息動向調査や被害状況・被害対策状況の把握を行うとともに、捕獲手法の開発検討および専門家による講義やワークショップ、対策の模擬実施等により、地域に応じた捕獲体制構築の支援を行った。ニホンジカについては、多様な主体が参加した新たな捕獲態勢の構築を目指し、広域環境保全局が作成した「鳥獣捕獲等事業設計・監理のガイドライン（案）」に基づき試行的な捕獲を実施し、当該ガイドライン（案）の更新および捕獲マニュアル（案）を作成したほか、野生生物などの専門知識や先進的な捕獲技術を取得し、地域の捕獲技術者や関係機関等をコーディネートしながら捕獲事業を監理監督できる人材を育成するための講座を開催した。このほかにも、アライ

グマやヌートリアに対する防除マニュアルの作成、優れた被害対策を「優良事例カルテ」として取りまとめるなど、広く鳥獣被害対策を推進してきた。

今後は、生物多様性の保全をより一層進めるため、関西の活かしたい自然エリアの活用を推進するとともに、ニホンジカ、イノシシ、カワウをはじめとする鳥獣被害に対しては、その分布状況等の調査、より効果的・効率的な捕獲手法の開発、捕獲に関わる人材の育成等が必要である。

(3) 資源循環

構成府県市の地域において生じる1人1日あたりのごみ排出量は925gであり、全国平均と同じ水準まで減少してきた一方、リサイクル率は15.3%と依然として全国平均20.3%を下回っている。(平成28年度実績)

ごみとして排出・処理されるものの中には、資源として再使用・再生利用が可能なものが存在すると考えられること、また極力ごみを出さないことが重要であることから、関西広域連合では循環型社会形成に向けたライフスタイルの転換を図るため、「ごみ減量宣言！関西」を統一キャッチコピーとして、公募により決定したロゴマークを活用した構成府県市と協調した啓発を行ってきた。

また、マイボトルを利用することができる店舗をインターネット上で検索・表示する「マイボトルスポットMAP」を作成し、キャンペーンを展開するなど、マイボトルの利用を促進した。マイバッグ運動については、マイバッグ持参から一歩進んだ「マイバッグ携帯」に関する啓発動画を公募し、優秀作品をインターネット上で配信している。

さらに、昨今注目されているプラスチックごみ削減のための取組を一層推進していくため、令和元年5月には「関西プラスチックごみゼロ宣言」を発出した。

具体的な取組としては、プラスチックごみ削減についての啓発を図るため、「私のプラスチックごみ削減提案」の募集を行い、優秀な提案を関西全体で共有した。

なお、平成30年度は、構成府県市における食品ロスの削減に向けた機運の醸成を図るために、農林水産省とタイアップした映画の上映会を行うなど、3Rの推進に向けた取組を実施した。

今後も引き続き関西全体でごみ減量化に向けての機運を盛り上げ、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指して、大阪湾等における海ごみ・プラスチックごみの削減にもつながるマイボトル運動やマイバッグ運動を推進するとともに、食品ロスの削減なども含め、3Rの取組を一層進める必要がある。

(4) 環境学習

関西地域では、森・里・川・海をつながりのもとに育まれた豊かな自然の中で、自然の恵みを活かした生活の営みや文化が生まれ、また、そうした自然や文化を守り、活かすための取組が、構成府縣市等の行政のほか、住民・企業・NPO等の各種団体等の多様な主体により行われている。こうした取組は、関西地域の豊かな自然を守り、次世代に引き継ぐとともに、持続可能な社会（低炭素社会、自然共生型社会、循環型社会）を実現するために重要である。

持続可能な社会を実現するためには、1人ひとりが自然の大切さを感じ、自然と共生する暮らしを実践することが必要である。関西広域連合では、構成府縣市における環境学習の取組状況を踏まえ、人格形成の基礎を担う幼児期を対象とした環境学習について、先進的に進めてきた滋賀県の取組を参考に、幼稚園・保育園等の保育者を対象とした研修会を構成府縣市の幼稚園・保育園等においてモデル事業として実施し、その波及を図ってきた。また、多様な地域の住民間の交流を図りつつ、関西が誇る多様な自然に触れ、その魅力や環境保全に関する理解や意識を高めるとともに、身近な地域の環境を大切に思う心を育むことを狙いとして、滋賀県の琵琶湖や和歌山県の天神崎において、地域特色を活かした交流型環境学習に取り組んできた。

今後は、構成府縣市の取組を踏まえた環境学習や各地の環境を活かした広域的な環境学習を推進することが必要である。

4 分野横断的な課題

(1) 大阪湾等における海ごみ

近年、海ごみ、とりわけプラスチックごみについての関心が世界的に高まっている。大阪湾の海ごみは沿岸から流入するだけでなく、淀川でつながる流域全体からも流入することから、関西広域連合では、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会 海ごみ発生源対策部会において、大阪湾の海ごみ発生源抑制の枠組みについての検討を進めてきた。また、令和元年6月に、関西広域連合、構成府縣市、関係団体等で構成する「琵琶湖・淀川流域海ごみ抑制プラットフォーム」を設置し、効果的な海ごみの発生抑制に向けた情報共有・意見交換を行っている。

持続可能な社会の実現に向けて、広域環境保全局としても関係分野事務局をはじめとする関係者との情報共有が必要である。

(2) 災害廃棄物

災害廃棄物対策については、地方自治体において災害廃棄物の処理に関する計画の策定が進められるとともに、ブロック毎に地方環境事務所を中心とした

協議会が設置され、行動計画の策定や行動計画に基づく訓練が行われるなど、広域的な体制が整備されつつある。近畿ブロックでは、平成 29 年 7 月に「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」が策定された。

関西広域連合では、広域防災局において平成 24 年 3 月に「関西防災・減災プラン（総則編及び地震・津波災害対策編）が策定（平成 29 年 11 月に改訂）され、当該プランにおいて、広域連合は、府県域を越えた災害を想定した災害廃棄物処理計画策定の支援などを行うこととされている。

今後、各組織の役割分担に応じた連携などが必要である。

第3章 関西が目指すべき姿

関西地域は、都市と農山漁村、自然が適度に分散し、比較的隣接していることから、多様なライフスタイルを選択できるとともに、それぞれの個性を活かしたより高度な社会システムを構築できる可能性を秘めている。

また、豊かな自然やこれらと融合した歴史・文化が存在するほか、環境関連産業が集積していることなどから、環境を経済社会活動の基盤として、環境・経済・社会の統合的向上を実現する地域循環共生圏を形成し、他の地域のモデルとなる持続可能な社会を実現するポテンシャルを秘めている。加えて、関西という大きな地域として、地域環境だけでなく地球環境も視野に入れた取組の推進が期待されている。これらは SDGs において掲げられた理念である、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現にも通じるものであることから、本計画においても SDGs の目標年度である 2030 年度（令和 12 年度）を見据え、その目標を次のとおりとする。

目標：地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の 統合的向上による持続可能な関西の実現

また、この目標の具体的な姿を《将来像》として次に示す。

《 将来像 》

■ 豊かな暮らしと元気な産業が実現された低炭素社会

- ・省エネ機器や環境負荷の少ない交通システムなどが普及、定着し、より少ないエネルギーで豊かさが実感できるライフスタイルが定着している。
- ・産業活動における低炭素化・省エネルギー化が進み、環境関連産業などが成長し、経済活動に活力がみられる。
- ・関西の有する先進的な技術の牽引もあり、高性能で魅力ある省エネ・創エネ・蓄エネ製品の開発・普及が進み、再生可能エネルギーの導入・利用が進むなど、温室効果ガスの排出の少ない暮らしや産業が定着し、関西が世界の低炭素社会のモデルとなっている。
- ・森林において、適切な間伐や植林の実施、針葉樹・広葉樹が混じった森づくりなどにより、二酸化炭素吸収源機能を十分発揮するとともに、カーボンニュートラルな資源として地域の木材が積極的に利用されている。

■ 生物多様性が保全され、その恵みを身近に感じる自然共生型社会

- ・生物多様性と深く関わってきた地域独特の文化や景観が、世代を越えて受け継がれ、多様で豊かな自然の恵みを享受した人と自然の共生が実現している。
- ・上流の森林から下流の海域に至るまでの府県市域を越えた森・里・川・海のつながりの中で生物多様性が保全され、関西全体の生態系が保全されている。

■ すべてのものを資源と考える循環型社会

- ・“もの”を大切に長く使うライフスタイルが定着している。
- ・使い捨ての製品等の使用を減らし、ごみとなるものが大幅に削減されている。
- ・不用となった“もの”は、資源として循環的に利用され、効率的な資源循環が進んでいる。
- ・都市部と農村部で、それぞれの地域特性を活かした資源循環の輪が構築されている。
- ・ライフサイクル全体において、さらに資源の回収が進み、エネルギーとしても利活用されている。

■ 持続可能な社会を担う人材の充実

- ・住民、企業、NPO等の各種団体や研究機関、教育機関、行政等が情報共有し、連携して行う環境学習や環境保全活動が活発に行われている。
- ・豊富な地域資源や先進的な環境保全活動等の蓄積を関西全体で共有・活用し、地域レベルから地球レベルまで幅広い視点を持った人材が環境先進地域「関西」を担っている。
- ・持続可能な社会に向けて、大人から子どもまで様々な世代が、多様な形で環境学習や環境保全活動に参加している。

■ 安全・安心な環境に支えられた歴史と文化の魅力あるまち

- ・人間や動植物が生存していくための基盤となる水・土壌・大気環境が良好な状態で維持されており、快適で安全・安心な暮らしが確保されている。
- ・人と自然との関わりにより培われてきた地域独特の文化や景観など、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かした魅力あるまちづくりが進んでいる。
- ・地域環境と調和した太陽光発電などの地域再生可能エネルギーが積極的に導入・活用されるとともに、水辺空間の創出、風の道の形成など、環境に配慮したまちづくりが進んでいる。

第4章 施策の展開

目標である「地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な社会を実現する関西」に向け、「地球温暖化」「生物多様性」「資源循環」「環境学習」の4つの分野において施策を展開していく。

施策の展開に当たっては、構成府県市の実状を踏まえ役割分担しつつ、関西広域連合で取り組むべき次の3つの視点で展開することとする。

視点1 スケールメリットの活用

- 構成府県市が個別または単独で実施するよりも、関西広域連合が実施することが、より効果的・効率的である施策
あるいは構成府県市域を越える地域において実施することが必要な施策

例) 府県域を越えて移動するカワウの生息動向・被害状況調査は、関西広域連合で実施することで、より詳細で正確な調査を行うことができる。

視点2 方向性の提示

- 府県市が各々の実状を踏まえて行う取組の基礎となり、関西広域連合全体で統一感を持って取組を実施することで、より効果を高めることができる施策

例) 「関西エコスタイル」の啓発活動に用いるポスターを全構成府県市統一のデザインにすれば、人々が目にする機会が多くなり、より強く意識付けることができる。

視点3 優良事例の波及

- 構成府県市の優良事例を、関西広域連合が各構成府県市に波及させることで、関西全体の底上げを図ることができる施策

例) 幼児への環境学習の推進については、そのノウハウの蓄積が充分でない地域もあるが、関西広域連合と構成府県市が協力して優良事例のモデル実施を行うことにより、ノウハウを共有することができる。

広域環境保全局では、これら3つの視点を踏まえ、構成府県市と役割分担お

よび連携を図りつつ、「地球温暖化」、「生物多様性」、「資源循環」および「環境学習」の4つの分野において、第3章「関西が目指すべき姿」に示した5つの将来像を実現する上で解決すべき広域的な環境の課題に対し施策を実施する。

本計画の計画期間である令和2年度から令和4年度において実施する各施策の方向性について、SDGs との関係とともに次に示す。

(1) 低炭素社会づくり（地球温暖化対策）



(SDGs との関係)

将来の脱炭素社会を目指して低炭素社会づくりを進めるために温室効果ガスの排出の抑制等を推進することは、主としてSDGsの目標13の「気候変動に具体的な対策」を講じることにつながり、また再生可能エネルギーを適切に導入することは、目標7の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」にすることにつながるものである。

(取組の方向性)

○住民・事業者への啓発推進

- ・夏および冬のエコスタイルをはじめ、構成府縣市等と連携した省エネ・節電の呼びかけを行うとともに、事業者が実施している低炭素社会づくりに向けた優れた取組の水平展開を図るなど、関西全体のレベルアップを図る。
- ・構成府県市内で実施されている取組事例の共有を進めるとともに、地球温暖化防止活動推進員・推進センターの合同研修会開催などにより府県市の枠を超えて優良事例を関西全体に広める。

○次世代自動車普及に向けた啓発

- ・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）および燃料電池自動車（FCV）とその普及に不可欠な充電設備や水素ステーションなどのインフラの普及拡大に向け、構成府県市内の住民、事業者に対する情報発信等に取り組む。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ・再生可能エネルギーの導入促進に関する構成府縣市や全国の施策、先進事例等に関する情報の共有を進めるとともに、小水力やバイオマスなど地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成す

る。

- ・ポータルサイトを活用し、構成府県市で実施している再生可能エネルギーの導入促進に関する支援制度や先進事例等の情報を発信する。

(2) 自然共生型社会づくり（生物多様性の保全）



(SDGs との関係)

生物多様性の保全は、SDGs の目標 14 の「海の豊かさを守る」こと、目標 15 の「陸の豊かさも守る」ことを中心に、目標 11 の「住み続けられるまちづくり」などにも関連する。

(取組の方向性)

- 関西の活かしたい自然エリアを活用した生物多様性の保全の推進
 - ・構成府県市や民間団体等の各主体を対象とした取組により、関西の活かしたい自然エリアの活用を通じた生物多様性の保全を図る。
- 関西地域カワウ広域管理計画の推進
 - ・カワウ被害の対策について、被害状況や被害地の特性に応じた標準的な対策フローを示しながら、捕獲手法の開発検討や専門家派遣などの取組により、構成府県市の実情に応じた対策実施体制の整備等を支援する。
 - ・カワウの広域的な移動状況や生息動向、被害状況を調査し、対策の評価および必要な改善を行い、カワウによる被害の低減および生物多様性の保全に向けた対策を推進する。
- 広域連携による鳥獣被害対策の推進
 - ・個体数管理と被害防止を組み合わせた総合的な鳥獣被害対策の推進に向けて、捕獲事業において捕獲を行う団体の人材育成や、行政側の体制強化に向けた設計積算資料を整備するなどの取組を進める。
 - ・あわせて、防除技術の普及を促進するとともに、野生動物との共生について、教育機会を設けることなどによる気運の醸成を図る。

(3) 循環型社会づくり（資源循環の推進）



(SDGs との関係)

資源が有効に利用される循環型社会の形成を推進することは、主としてSDGsの目標12の「つくる責任、つかう責任」が果たされる社会につながることをはじめ、目標2の「飢餓をゼロ」にすること、目標8や目標9の「持続可能な経済成長や産業基盤」の形成にも関連する。

(取組の方向性)

○ 3R等の統一取組の展開

- ・「ごみ減量宣言！関西」をキャッチコピーとして、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指して、マイバック運動やマイボトル運動などの広域的な普及啓発を行い、気運の醸成を図る。
- ・G20大阪サミット開催を契機に発出した「関西プラスチックごみゼロ宣言」のもと、事業者、関係団体をはじめ、多様な主体と連携しながら、プラスチックごみ削減に向けた取り組みを強化する。
- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国が定める「基本的な方針」の内容を見据えつつ、構成府縣市との連携の下、食品ロスの削減に向けた取組を推進する。
- ・ごみの減量化に向け、構成府縣市それぞれの取組の深化と関西全域での相乗効果の発揮に向けて、3Rの取組を一層強化する。

(4) 持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）



(SDGs との関係)

一人ひとりが持続可能な社会の基盤である環境について学び理解すること、また、持続可能な社会を担う人材を育成することは、SDGsの目標4の「質の高い教育をみんなに」、目標12の「つくる責任つかう責任」などの様々な目標を達成することにつながるものである。

(取組の方向性)

○人材育成施策の広域展開

- ・滋賀県で先行実施している幼児期環境学習の波及に引き続き取組んでいくとともに、構成府県市のニーズを踏まえ、このような優れた取組をモデル事業として水平展開することにより、関西全体の環境学習の推進および向上を図る。
- ・関西が持つ豊かな自然環境を活用し、府県市の区域を越えて環境や課題等に対する理解を深めるとともに、環境保全に必要な住民同士のつながりを形成するきっかけづくりを推進する。
- ・「地球温暖化」、「生物多様性」、「資源循環」の個別の分野について、研修会の実施や啓発資料により住民の理解を深める。また、地球温暖化防止の普及、鳥獣の捕獲や環境学習を担う専門的な人材の育成を図る。

(5) 分野横断的な取組

大阪湾等における海ごみや災害廃棄物対策などの分野横断的な課題については、関西広域連合の本部事務局および関係分野事務局の動きを注視するとともに、必要な連携を図る。

第5章 計画の進行管理等

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA サイクル」(計画(PLAN)－実施(DO)－評価(CHECK)－反映・見直し(ACTION))によって進行管理を行い、施策の継続的改善を図る。具体的には、本計画に掲げる施策の方向性を踏まえ、年度ごとにおける施策推進上の目標を設け、事業の達成状況および効果を把握し、必要性、効率性、有効性などの観点から自ら評価を実施し、その結果を事務事業に反映する。

あわせて、国の権限移譲についても継続的な検討を行う。

(1) 効率的な計画の進行管理

- ・関西広域連合広域環境保全局において、各事業の担当者会議を開催し、毎年度、計画に基づき実施される事業について、構成府県市で実施している事業との連携・役割分担の状況も踏まえながら、実施状況を把握し、取組実績のとりまとめを行う。
- ・各構成府県市の環境担当部局長等で構成される参与会議を開催し、とりまと

めた取組実績を踏まえて、施策推進上の目標に対する事業の達成状況および効果について、必要性、効率性、有効性などの観点から評価する。

- ・外部有識者等で構成する「関西広域環境保全計画に関する有識者会議」を設置し、事業の進捗状況への評価および次年度以降の事業展開に関して、専門的な観点からの助言を得る。
- ・事業の評価結果については、広域連合ホームページ等を活用して公表するとともに、住民等からの意見を募集して施策の構築等に活用する。
- ・関西が目指すべき姿のうち、本計画期間での対応が困難なものに対しては、有識者を交えた優良事例の調査研究や、取組の戦略を議論するなどにより、継続して新たな施策を検討することにより、計画のさらなる推進を図る。

(2) 環境分野における国の権限移譲等

- ・関西広域連合が国の出先機関の事務・権限の受皿となるため、国による地方分権の動向も踏まえながら、国出先機関（環境分野では、地方環境事務所）の丸ごと移管の旗は降ろさず、広域環境の課題解決の視点から現実的な事務・権限の移譲を検討し、国の出先機関の事務・権限が移譲された場合には、施策展開の見直しを行う。

○ 再生可能エネルギー導入促進に係る目標（平成28年12月末時点）

各構成府県が有する目標値を基に、関西広域連合として算定した導入目標量。

現在導入量 (2015年度)	導入目標量 (2020年度)
465.7万kW	630万kW

※上記の数値については、発電設備を対象としたもの。

※現在導入量は、各構成府県における数値を集計したもの。

○ 温室効果ガスの排出量の削減目標（令和元年6月末時点）

各構成府県市の地球温暖化対策推進計画に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標。

府県市名	策定 (改定) 年月	計画 期間	目標や特徴など
滋賀県	平成29年 (2017年) 3月	2011 ～ 2030年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2030年の温室効果ガス排出量が2013年比で23%削減されている低炭素社会の実現を目標と設定 ○ 「社会経済構造の転換の必要性の認識」、「全ての者の主体的かつ積極的な参画」、「関係者の連携および協働」、「温室効果ガス排出の抑制と経済の持続的な成長との両立」の4つを基本方針と位置づけ ○ 「緩和策」において、部門別の対策数値指標を設定し、県の取組、県民や事業者に期待される取組例を掲げ、目標の実現を目指す ○ 気候変動の影響に対処する「適応策」の取組についても計画に位置づけ推進
京都府	平成23年 (2011年) 7月	2011 ～ 2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府地球温暖化対策条例に掲げた当面の目標である、2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減することを目標と設定 ○ 戦略的に施策を展開するために「京都の知恵と文化を暮らしに活かそう」、「再生可能エネルギーを最大限に活用しよう」、「環境産業を発展させよう」、「自立した持続可能な地域を創ろう」、「森林を守り育てよう」の5つの施策群を設定するとともに、府内の5つの圏域ごとに、それぞれの地域特性を踏まえた重点対策を設定 ○ 地球温暖化の影響に対する適応策の推進を規定
大阪府	平成27年 (2015年) 3月	2015 ～ 2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減」を目標に設定。ただし、電気の排出係数は関西電力株式会社の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定（進行管理にも活用） ○ 部門ごとの対策の取組状況を把握するため、主な部門等（家庭、業務、産業等）に「対策指標」を設定し、進行管理を行う ○ 温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加えて、人の健康等への影響を軽減する「適応策※」についても計画に位置づけ推進 ※「適応の基本的方向性」を新たに位置づけする予定(平成29年度)
兵庫県	平成29年 (2017年) 3月	2016 ～ 2030年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26.5%削減する目標を設定 ○ 2030年度に再生可能エネルギーによる発電量を70億kWhにする目標を設定 ○ 「日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「低炭素型まちづくりの推進」、「CO₂吸収源としての森林の機能強化」、「温暖化からひょうごを守る適応策の推進」、「次世代の担い手づくり」を6つの方針として掲げ、それぞれに定めた重点的な取組を推進 ○ 推進計画に「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を盛り込み、緩和策に取組みつつ適応策も推進

和歌山県	平成 28 年 (2016 年) 3 月	2016 ～ 2030 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 4 次和歌山県環境基本計画の策定(平成 28 年 3 月)にあたって、同計画に和歌山県地球温暖化対策実行計画を統合 ○ 「日本の約束草案(平成 27 年 7 月)」を基に、2030 年の温室効果ガス排出量を 2013 年比で 20%削減する目標を設定 ○ 低炭素社会を実現にむけて、「省エネルギーの促進」「再生可能エネルギーの導入促進」「吸収源対策」「まちづくり」「運輸・交通分野における対策」「フロン類漏えい防止対策」「適応策の取組」を進める 												
徳島県	平成 23 年 (2011 年) 8 月 (平成 28 年 (2016 年) 12 月追加目 標設定)	2011 ～ 2020 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガス排出を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現を目指して、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 40%削減する目標を設定 ○ 2016 年 10 月制定の「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を具現化するため、「県民総活躍」「地域資源の最大限活用」「政策の総動員」の視点に基づき、脱炭素型ライフスタイルや最新技術の導入を支援 ○ 水素社会の早期実現に向けた取組みや、再生可能エネルギーの最大限導入を進めるとともに、「エンカル消費」など新たな価値観の共有や、環境教育の体系化等を通じて、「脱炭素社会」の実現に向けた取組みを加速化 <p style="text-align: right;">※ 令和元年度中に改定予定</p>												
京都市	平成 23 年 (2011 年)3 月 (平成 29 年 (2017 年) 3 月改定)	2011 ～ 2020 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府域からの温室効果ガス排出量を、1990 年度比で 2020 年度までに 25%削減、2030 年度までに 40%削減することを数値目標として設定。 ○ 今世紀後半の温室効果ガスの正味ゼロを明記した戦略「プロジェクト“0(ゼロ)”への道」を掲げている。 ○ 京都市地球温暖化対策条例に掲げる削減目標年次である 2030 年度の目標達成に向けて、6 つの低炭素社会像を提示。 ○ 地球温暖化に伴う気候変動の影響に対する自然や社会の在り方を調整する「適応策」の方向性を、計画内で位置づけ。 <p style="text-align: right;">※ 令和 2 年度中に改定予定</p>												
大阪市	平成 23 年 (2011 年) 3 月 (平成 29 年 (2017 年) 3 月改定)	2011 ～ 2020 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画目標 2020 年度までに市域の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 5%以上削減する ○ 中期目標 2030 年度までに市域の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 30%削減する ○ 長期目標 2050 年度に向けて市域の温室効果ガス総排出量を 1990 年度比で 80%削減する ○ 再生可能エネルギーの利用促進や、市民・事業者の省エネルギー・省 CO2 等の促進などの取組みにより目標の達成をめざすとともに、気候変動の影響への適応策を推進することとしている。 												
堺市	平成 29 年 (2017 年) 8 月	2017 ～ 2023 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、中期目標として 2030 年度に温室効果ガス削減排出量を 27%削減(基準年度 2013 年度) ○ 堺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、長期目標として 2050 年に温室効果ガスを 80%削減 ○ 堺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、「産業構造の転換」、「都市構造の変革」、「環境文化の創造」を低炭素まちづくりの基本的な視点とし、持続的発展を続ける「クールシティ・堺」を実現することをめざす 												
神戸市	平成 27 年 (2015 年) 9 月	2015 ～ 2030 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民・事業者の節電等の取組が適切に反映できるよう、削減目標値の指標に二酸化炭素排出係数の変動に左右されない「最終エネルギー消費量」を設定。又、併せて「温室効果ガス排出量」を算定している ○ 削減目標値は下記のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">最終エネルギー消費量の削減目標</th> </tr> <tr> <th></th> <th>神戸市域全体</th> <th>市の事務・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標年次</td> <td>2013 年度比</td> <td>2013 年度比</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>▲13%</td> <td>▲9%以上</td> </tr> </tbody> </table>	最終エネルギー消費量の削減目標				神戸市域全体	市の事務・事業	目標年次	2013 年度比	2013 年度比	2020	▲13%	▲9%以上
最終エネルギー消費量の削減目標															
	神戸市域全体	市の事務・事業													
目標年次	2013 年度比	2013 年度比													
2020	▲13%	▲9%以上													

			2030	▲22%										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">温室効果ガス排出量の削減目標</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標年次</td> <td>神戸市域全体</td> </tr> <tr> <td>2013年度比</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2030</td> <td>▲34%</td> </tr> </table>						温室効果ガス排出量の削減目標		目標年次	神戸市域全体	2013年度比	2020	-	2030	▲34%
温室効果ガス排出量の削減目標														
目標年次	神戸市域全体													
	2013年度比													
2020	-													
2030	▲34%													
○ 再生可能エネルギー等の導入目標についても設定。目標は下記のとおり。														
		再生可能エネルギーの導入目標	2020年度に神戸市域におけるエネルギー消費量の10%以上											
		地域分散型エネルギー(再エネ+コジェネ)の導入目標	2030年度に神戸市域における電力消費の30%以上											

○ カワウ広域管理目標（平成28年度末時点）

関西地域カワウ広域管理計画（第2次）（案）におけるカワウの広域管理目標。

各地域の被害を与えるカワウの個体数について、平成25年度の被害対策シートの飛来数から平成35年度までに半減させることを目指す。

※ 各地域における被害を減少させることが重要であるため、カワウを総数で管理するのではなく、被害地域ごとに個体数の管理を行うものである。

○ ニホンジカ管理目標（令和元年度時点）

各構成府県のニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画におけるニホンジカ管理目標。

府県名	年間捕獲頭数および生息頭数の目標等	計画期間等
滋賀県	年間捕獲頭数 19,000～14,000頭	H29.4.1～H34.3.31
	平成35年に生息頭数を半減させる	
京都府	年間捕獲頭数 メス15,000頭、オス11,000頭	H29.4.1～H34.3.31
	平成33年度に生息頭数を半減させる	
大阪府	年間捕獲頭数 1,400頭以上	H29.4.1～H34.3.31
	「農業被害強度4を超える地域」をなくす	
兵庫県	年間捕獲頭数 46,000頭	平成31年度年度別事業計画

	平成 33 年度までに目撃効率 1.0 以下を目指す	
和歌山県	年間捕獲頭数 17,000 頭以上	H29. 4. 1～H34. 3. 31
	平成 35 年度までに平成 23 年度と比較して半減させる	
徳島県	年間捕獲頭数 13,800～10,000 頭	H29. 4. 1～H34. 3. 31
	平成 35 年度までに 1 万頭まで削減させる	

○ 一般廃棄物(ごみ)減量に係る目標 (令和元年度時点)

各構成府県市の廃棄物処理計画等に掲げる一般廃棄物減量の目標。

府県市名	計画期間および一般廃棄物の排出量等に係る目標値			
滋賀県	○計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度			
	項目	平成 26 年度実績値	目標達成時に見込まれる将来値 (平成 32 年)	
	排出量	44.1 万 t	42.5 万 t	
	再生利用率	21.0%	22.4%	
	最終処分量	4.8 万 t	4.3 万 t	
京都府	○計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度			
	項目	平成 27 年度実績値	平成 32 年度目標	
	排出量	843 千 t	705 千 t	
	再生利用率	15.6%	18.3%	
	最終処分量	110 千 t	92 千 t	
大阪府	○計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度			
	項目	平成 26 年度実績	平成 32 年度目標	
	排出量	318 万 t	278 万 t	
	再生利用率	13.7%	15.8%	
	最終処分量	39 万 t	32 万 t	
兵庫県	○計画期間 平成 30 年度～平成 37 年度			
	項目	平成 27 年度実績	平成 32 年度 (中間目標)	平成 37 年度 (最終目標)
	排出量	1,966 千 t	1,789 千 t	1,706 千 t
	再生利用率	16.6%	20%	22%
	最終処分量	234 千 t	198 千 t	185 千 t
和歌山県	○計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度			
	項目	平成 26 年度実績	平成 32 年度目標	
	排出量	364 千 t	335 千 t	
	再生利用率	14%	20%	
	最終処分量	46 千 t	38 千 t	

徳島県	○計画期間平成 28 年度～平成 32 年度			
	項目	平成 25 年度実績	平成 32 年度目標	
			本目標	先進目標
	排出量	274.1 千 t	231 千 t	224 千 t
	リサイクル率	16.8%	28%	31%
最終処分量	33.5 千 t	24.4 千 t	22.7 千 t	
京都市	○計画期間 平成 27 年度～平成 32 年度			
	項目	平成 25 年度実績	平成 32 年度目標	
	市受入量	47.2 万 t	39 万 t	
	再生利用率	24%	34%	
市最終処分量	6.4 万 t	5.2 万 t		
大阪市	○計画期間 平成 28 年度～平成 37 年度			
	項目	平成 26 年度実績	平成 37 年度目標	
	ごみ排出量	103.3 万 t	95.5 万 t	
	資源化量	9.6 万 t	11.6 万 t	
最終処分量	15 万 t	13 万 t		
堺市	○計画期間 平成 28 年度～平成 37 年度			
	項目	平成 26 年度実績	平成 32 年度 (中間目標)	平成 37 年度 (最終目標)
	清掃工場搬入量	27.7 万 t	25.0 万 t	21.0 万 t
	リサイクル率	25.2%	28.5%	32.9%
最終処分量	2.8 万 t	2.3 万 t	1.7 万 t	
神戸市	○計画期間 平成 28 年度～平成 37 年度			
	項目	平成 25 年度実績	平成 32 年度 (中間目標)	平成 37 年度 (最終目標)
	発生量	642.8 千 t	610.5 千 t	582.3 千 t
	資源化率	24%	26%	27%
最終処分量	86.9 千 t	76.1 千 t	68.4 千 t	